

学校法人安城学園 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人安城学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県安城市小堤町4番25号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人の主たる目的は、「建学の理念」と「建学の精神」と「真心・努力・奉仕・感謝」の四大精神の実践を通して、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成することによって、地域と国際社会に貢献することである。

(建学の理念)

第4条 この法人の建学の理念は「庶民性と先見性」である。

(建学の精神)

第5条 この法人の建学の精神は、「生命体構想」に基づき、「宇宙の中の一つの生命体である人が、個人として自立しつつありとあらゆる生命体と共生することによって、生きる意志と生きる力と生きる喜びに満ち溢れた鵬のような大局的な存在となること」である。

2 この法人が設置する学校の歴史と伝統を踏まえ、かつ「設立時の建学の精神」の基礎の上に立って、この建学の精神を理解し、実践することが肝要である。

(本学園の主たる事業)

第6条 この法人は、第3条の目的を実現するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) こどもの潜在能力開発事業
- (2) おとなの潜在能力開発事業
- (3) 地域の潜在能力開発事業

(設置する学校)

第7条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 愛知学泉大学

- イ 家政学部 ライフスタイル学科
- ロ 家政学部 管理栄養学科
- ハ 家政学部 こどもの生活学科

(2) 愛知学泉短期大学

- イ 食物栄養学科
- ロ 幼児教育学科
- ハ 生活デザイン総合学科

(3) 安城学園高等学校 全日制課程

- イ 普通科

ロ 商業科

(4) 岡崎城西高等学校 全日制課程

イ 普通科

(5) 安城学園愛知学泉短期大学附属幼稚園

(6) 安城学園愛知学泉大学附属幼稚園

(7) 安城学園愛知学泉大学附属桜井幼稚園

(行動指針)

第 8 条 この法人は、第 3 条の目的を実現するにあたって、「安城学園教職員憲章」に従って行動する。

2 この法人は、第 3 条の目的を実現するにあたって、教育基本法・学校教育法・私立学校法をはじめとする関係法令に従って行動する。

(教育方針)

第 9 条 この法人は、「智・徳・体・感・行」に基づいた学修（学習）システムと自学・共学システムを開発し、これに基づいてこの法人の教育事業を行う。

2 前項の学修（学習）システムは、智性を鍛えるプログラム、徳性を鍛えるプログラム、身体を鍛えるプログラム、感性を鍛えるプログラム、行動を鍛えるプログラムを構成要素とする。

第 3 章 役員及び理事会

(役員)

第 10 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10 人～17 人

(2) 監事 2 人～ 4 人

2 理事のうち 1 名を理事長とし、理事の互選により選任する。

3 理事のうち業務執行理事は、常任理事とする。

(理事の選任)

第 11 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 学園長 1 人

(2) 学校長のうちから理事会において選任した者 3 人～5 人

(3) 評議員のうちから理事会において選任した者 4 人～7 人

(4) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 2 人～4 人

2 第 1 項第 1 号の理事は、学園長の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

3 第 1 項第 2 号の理事は、学校長の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

4 第 1 項第 3 号の理事は、評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

5 第 1 項の第 1 号理事、第 2 号理事の中で重複した結果、理事に欠員を生じた場合、第 4 号理事は 2 人～5 人とする。

6 理事は重任することができる。

(監事の選任)

第 12 条 監事は、この法人の理事、職員（学校長、教員その他の職員を含む。以下、同じ。）、

評議員又は役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任にあつては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

第 13 条 役員の任期については、次の各号のとおりとする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

(1) 理事の任期

イ 学園長の場合 5 年

ロ 学長の場合 3 年～5 年

ハ その他の場合 3 年

(2) 監事の任期は 3 年とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常任理事にあつてはその職務を含む。）を行う。

(役員の補充)

第 14 条 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 をこえるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第 15 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において出席した理事の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき

2 役員は次の事由により退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(役員の実任の免除)

第 16 条 役員が任務を怠つたことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第 17 条 理事（理事長、常任理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任

務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 15 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(学園長)

第 18 条 この法人に学園長を置く。

2 学園長はこの学園（法人）の教学を統督する。

3 学園長は、建学の理念及び建学の精神を継承する者の中から、理事会において選任する。

4 学園長の任期は 5 年とする。

(理事長の職務)

第 19 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常任理事の職務)

第 20 条 常任理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第 21 条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第 22 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した理事がその職務を代理する。

(監事の職務)

第 23 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること

(5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること

2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする。理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第24条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって決める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第25条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、常任理事会に委任することができる。

(常任理事会)

第26条 理事会に、常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、常任理事をもって組織する。
- 3 常任理事会は、寄附行為・法令等及び理事会の決定に基づいて、理事の職務執行の監督及びこの法人とこの法人が設置する学校の管理・運営を行う。
- 4 常任理事会の細目については、寄附行為細則にて定める。

(議事録)

第 27 条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長並びに出席した理事のうちから互選された理事 2 人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを法人の事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の議決については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 28 条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、21～35 人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において互選する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第 12 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 第 27 条第 1 項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

- 2 議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを法人の事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

第 30 条 次の各号に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの（評議員会の意見具申等）

第 31 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第 32 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員のうちから理事会において選任した者 11 人～17 人
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 才以上の者のうちから、理事会において選任した者 4 人～6 人
 - (3) この法人の理事のうちから理事会において選任した者 4 人～8 人
 - (4) この法人に関係ある学識経験者のうちから、評議員会において第 1 号から第 3 号までの出席評議員の 2 分の 1 以上の議決をもって選任した者 2 人～4 人
- 2 前項第 1 号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 3 前々項第 3 号に規定する評議員は、理事の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 4 在籍評議員総数は在籍理事総数の 2 倍を超えなければならない。
- 5 評議員は重任することができる。

（評議員の任期）

第 33 条 評議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

（評議員の解任及び退任）

第 34 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において出席理事の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第35条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第37条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において出席理事の3分の2以上の議決を得て、その一部に限りこれを処分することができる。

(積立金の保管)

第38条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第39条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第40条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第41条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得

なければならない。これに重要な変更を加えるときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 42 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 43 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 理事長は、決算において剰余金があるときは、その一部若しくは全部を運用財産中の積立金に編入するか又は次年度会計に繰り越す。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 44 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 45 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員報酬)

第 46 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第 47 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 48 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解散)

第 49 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会における評議員総数の 3 分の 2 以上の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 50 条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 4 分の 3 以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 52 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の 4 分の 3 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を得なければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 8 章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第 53 条 この法人は、第 44 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、安城学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則等)

第 55 条 この寄附行為の施行に関し必要な細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理・運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この法人の組織変更当初の役員は次の通りとする。

理事長	寺部	清
理事	寺部	だい
理事	宮沢	文吾
理事	大見	為次
理事	小野	庄松
理事	山崎	延吉
理事	稟	貞治

2 この寄附行為変更は認可の日から施行する。

(昭和 57 年 1 月 16 日変更認可) 国際教養科学科増

(昭和 57 年 4 月 1 日変更認可) 学名変更

(昭和 58 年 5 月 11 日変更認可) 中学校廃止、目的、理事定数、評議員定数等の変更

(昭和 61 年 2 月 14 日変更認可) 学園長選任規程挿入の為 7 条以下繰り下げ

(昭和 61 年 12 月 23 日変更認可) 経営学部学部増

(昭和 62 年 3 月 27 日変更認可) 安城学園高等学校家庭科の廃止

(平成 3 年 5 月 31 日変更認可) 理事定数の増員、理事の選任規程に学部長を挿入、評議員の選任における幼稚園長を第 1 号評議員に統合し、増員

(平成 4 年 12 月 21 日変更認可) 経営学部経営情報学科増

(平成 9 年 12 月 19 日変更認可) コミュニティ政策学部・コミュニティ政策学科増

平成 11 年 11 月 30 日認可のこの寄附行為は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

愛知学泉女子短期大学を愛知学泉短期大学に変更、
安城学園愛知学泉女子短期大学附属幼稚園を安城学園愛知学泉短期大学附属幼稚園に変更。

平成 12 年 12 月 27 日認可のこの寄附行為は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

安城学園桜井幼稚園を安城学園愛知学泉大学附属桜井幼稚園に園名変更

平成 15 年 2 月 20 日認可のこの寄附行為は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(愛知学泉短期大学の生活科の存続に関する経過措置)

愛知学泉短期大学の生活科は改正後の寄附行為第 9

条第2号の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

平成15年11月29日理事会決議のこの寄附行為は平成16年4月1日から施行する。

食物栄養科、幼児教育科を食物栄養学科、幼児教育学科に名称変更。

生活デザイン総合学科を新設。

平成17年3月25日理事会決議のこの寄附行為は平成17年4月1日から施行する。

国際教養科を廃止する。

平成18年3月27日理事会決議のこの寄附行為は平成18年4月1日から施行する。

この寄附行為は、平成18年3月30日から施行する。

(ただし、施行日以前に就任した理事及び評議員については、私立学校法に抵触しない限り、従前の寄附行為による。) 家政科を廃止する。

この寄附行為は、平成18年11月25日から施行する。

平成22年5月29日理事会決議のこの寄附行為は平成22年5月29日から施行する。

経営情報学科を廃止する。

平成22年5月29日理事会決議のこの寄附行為は平成23年4月1日から施行する。

現代マネジメント学部現代マネジメント学科を新設

(平成29年3月31日変更認可) 平成29年3月31日文科部大臣認可のこの寄附行為は平成29年4月1日から施行する。

令和2年3月24日文科部大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

(愛知学泉大学家政学部家政学科の存続に関する経過措置)

愛知学泉大学家政学部家政学科は、改正後の寄附行為第7条第1号の規定にかかわらず令和5年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

令和4年3月31日文科部大臣認可のこの寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。

(理事会等の運営及び議事録の取扱いの明確化)

令和4年5月27日理事会決議のこの寄附行為は、令和4年5月27日から施行する。

現代マネジメント学部現代マネジメント学科を廃止する。